

雪国の自然を愛でる会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、雪国の自然を愛でる会（以下「会」という。）と称する。

(区 域)

第2条 会の活動区域は、概ね湯沢町内とその周辺地域とする。

(目 的)

第3条 会は、次に掲げる活動を行なうことにより、この雪国の自然を愛で、もって良好な環境を保つと共に会員や地域住民との交流の促進を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

- (1) 地域内の桜並木等の維持・管理
- (2) 地域内の蛍の生息地の維持・管理
- (3) 観桜会や蛍の夕べ等を通じた交流の場の提供
- (4) その他役員が必要と認めた活動

(会 員)

第4条 会は、次に掲げる2種類の会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会し、会の活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会し、会の活動を賛助する個人及び団体

(入 会)

第5条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなくてはならない。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 納入された会費は、理由の如何にかかわらず返還はしない。

(退 会)

第7条 会員が、次の各号の一つに該当する場合は退会することができる。

- (1) 第2条で規定する区域で活動を行なわなくなったとき
- (2) 会員から退会の申し出があったとき
- 2 会員が、法令や本会規約の目的に違反し、会員として認めるに相応しくないと判断される者は、役員会において除名をすることができる。

第2章 役員

(役員の種類)

第8条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 10名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員14名は、総会で選任し会長は、役員の間で互選で決定する。

- 2 副会長は、会長が役員の中から選任する。
- 3 監事2名は、総会で選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは、欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会の活動費の状況及び資産の状況を監査し、その状況を総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

- 2 補欠により選任されて役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種類)

第12条 総会は、通常総会と臨時総会の二種類とする。

(総会構成)

第13条 総会は、第4条に規定した正会員をもって組織する。

(総会権能)

第14条 総会は、この規約に定めるものの他、総会で定める会の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会開催)

第15条 通常総会は、年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当した場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 正会員総数の五分之一以上から開催の請求があったとき

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 17 条 総会は、正会員の五分の一以上の出席がなくては開会することが出来ない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

(総会の議決)

第 18 条 総会の議事は、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の賛否により決定する。

第 4 章 役員会

(役員会の構成)

第 19 条 役員会は、全役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 20 条 役員会は、総会に付すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

(役員会の招集)

第 21 条 役員会は、会長が必要と認めるときに召集する。

(役員会の議長)

第 22 条 役員会の議長は、会長が務める。

第 5 章 会計

(会計年度)

第 23 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月末日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 24 条 会の収入及び支出を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第 25 条 監事は、会計年度終了後に監査を行い総会に報告する。

第 6 章 規約理変更及び解散

(規約の変更)

第 26 条 この規約は、総会において出席者の二分の一の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第 27 条 会を解散する場合は、総会において出席者の二分の一の議決を得なければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第 28 条 会の解散時の残余財産は、総会において出席者の二分の一の議決を得て、会と類似の目的を有する団体に寄付する。

第 6 章 雑則

(会の所在地)

第 29 条 この会の所在地を新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽 252 番地 2 ピステ湯沢 507 号に置く。

(会の設立年月日)

第 30 条 この会の設立年月日は平成 27 年 1 月 6 日とする。

(その他)

第 31 条 この規約に定めるものの他、この規約の施行に関し必要な事項は、別に役員会が定める。

附 則

1. この規約は、平成 27 年 1 月 6 日から施行する
2. この会の正会員及び賛助会員の会費は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず別表 1 に掲げる額とする。

別表 1

正 会 員	一口 1,000 円
賛 助 会 員	一口 1000 円
団体の賛助会員	一口 1000 円とし五口以上